

9 特殊健康診断 — 各論

労働安全衛生法の改正により、特殊健康診断の結果を事業主は本人に通知する義務があることになった（平成17年）

種別	（四）検査項目	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告書
粉じん	じん肺を起こすおそれのある作業（粉じん作業） 1. じん肺法第3条、第7条乃至第9条の2 2. 同法施行規則第4条乃至第8条	①粉じん作業についての職歴の調査 ②X線写真（直接撮影による胸部全域）による調査	①胸部に関する臨床検査 ②肺機能検査 ③結核精密検査 ④肺結核以外の合併症に関する調査（肺がんに関するらせんCT検査と喀痰細胞診まで）	○就業時 ○定期管理1：3年以内毎 管理2, 3：1年以内毎 過去従事者管理2：3年以内毎 一肺がん検査は毎年 管理3：1年以内毎 ○定期外 安衛則による健康診断でじん肺の所見またはその疑いがあった時 ○離職時	7年 （じん肺法第17条同法施行規則第22条） 様式第3号	有 （じん肺法第44条同法施行規則第37条） 様式第8号
高気圧	高圧室内業務または潜水業務 1. 法66条2項前段 2. 令22条1項1号 3. 高圧則38条	①既往歴および高気圧業務歴の調査 ②関節、腰もしくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状または他覚症状の有無の検査 ③四肢の運動機能の検査 ④鼓膜および聴力の検査 ⑤血圧の測定並びに尿中の糖および蛋白の有無の検査 ⑥肺活量の測定	医師が必要と認める検査 ①作業条件調査 ②肺換気機能検査 ③心電図検査 ④関節部のX線直接撮影による検査 備考：病者の就業禁止（第11条） 1. 減圧症その他高気圧による障害またはその後遺症 2. 肺結核その他呼吸器の結核または急性上気道感染、じん肺、肺炎腫その他呼吸系の疾病 3. 貧血症、心臓弁膜症、冠状動脈硬化症、高血圧症その他血液または循環器系の疾病 4. 精神神経症、アルコール中毒、神経痛その他精神神経系の疾病 5. メニエール病または中耳炎その他耳管狭窄を伴う耳の疾病 6. 関節炎、リウマチその他運動器の疾病 7. ぜん息、肥満症、パセドウ病その他アレルギー性、内分泌等物質代謝または栄養の疾病	○雇入れ時 ○配置換時 ○6月以内毎	5年 高圧則39条	有 高圧則40条 様式第2号
電離放射線	X線その他の電離放射線にさらされる業務（放射線業務） 1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第2号 3. 電離則第56条（令別表第2）（2001年改正）	①被曝歴の有無の調査およびその評価（被曝歴を有する者については、作業場所、内容および期間、累積線量、放射線障害の有無その他放射線による被曝に関する事項の調査） ②末梢血液中の白血球数および白血球百分率の検査 ③末梢血液中の赤血球数、血色素量またはHt値の検査 ④白内障に関する眼の検査 ⑤皮膚の検査	省略 1. 雇入れ・配置換時の健康診断では、線源の種類等に応じ④を省略できる。 2. 定期健康診断では、医師の判断で②～⑤までの全部または一部を省略できる。 3. 前年1年間および当年1年間の実効線量が5mSvを超えない者は、医師が必要と認めた場合を除き、②～⑤を実施する必要がない。	○雇入れ時 ○配置換時 ○6月以内毎 項目④、⑤は3月以内毎	30年 （電離則第57条） 様式第1号	有 （電離則第58条） 様式第2号
鉛	鉛等を取り扱う業務またはその蒸気、粉じんを発生する場所における業務（鉛業務） 1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第4号 3. 鉛則第53条（令別表第4）（1989年改正）	1. 業務の経歴の調査 2. ①鉛による自覚症状および他覚症状の既往歴の有無の調査（別表） ②血液中の鉛の量の検査および尿中δ-アミノレブリン酸の量の検査の既往の検査結果の調査 3. 自覚症状または他覚症状の有無の検査（別表） 4. 血液中の鉛の量の検査 5. 尿中のδ-アミノレブリン酸の量の検査（医師が必要と認めた場合に行う検査項目） 1. 作業条件の調査 2. 貧血検査（赤血球、血色素量、Ht値、網赤血球数等） 3. 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査 4. 神経内科学的検査（筋力、運動機能、腱反射・感覚検査等） 別表 鉛による自覚症状または他覚症状 1. 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の痙攣等の消化器症状 2. 四肢の伸筋麻痺または知覚異常等の末梢神経症状 3. 関節痛 4. 筋内痛 5. 蒼白 6. 易疲労感 7. 倦怠感 8. 睡眠障害 9. 焦燥感 10. その他	○雇入れ時 ○配置換時 ○6月以内毎 但し、 ・活字の文選、植字または解版の業務 ・自然換気不十分な場所のハンダ付業務 ・鉛化合物含有の塗料またはその焼成の業務 ・鉛化合物含有の絵具を用いたの絵付けまたはその焼成の業務 ・以上の場所の清掃の業務は1年以内毎	5年 （鉛則第54条） 様式第2号	有 （鉛則第55条） 様式第3号	

*1 鉛健康診断の注意

1. 血液または尿の採取時期は、当該作業に従事している期間であれば任意の時期で差し支えない	4. 血中鉛と尿δ-アミノレブリン酸の検査の省略 前回の健康診断でこれらの検査を受けた者で、次に示す条件を全て満たす場合とするが、この判断は産業医等の医師が当該作業現場の実態を十分に把握して、総合的に行う なお、省略可能とされた労働者がその実施を希望する場合は、その理由などを聴取した上で判断すること イ 前回の健康診断を起点とする連続過去3回の鉛健康診断において、異常と思われる所見が認められない ロ 「血液中の鉛の量の検査」並びに「尿中のδ-アミノレブリン酸の量の検査」については、前回の当該検査を起点とする連続過去3回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること ハ 今回の当該健康診断において、別表に掲げる自覚症状または他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がない 但し、これらの症状が、鉛以外の要因によると判断される場合は、この限りではない ニ 作業環境の状態、作業の状態等が変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること
2. 血液または尿の保存方法について イ 血液中の鉛の量の検査のための血液の保存方法は、容器を密閉して冷蔵保存する ロ 尿中のδ-アミノレブリン酸の量の検査のため採取した尿は、可及的速やかに検査することが望ましい 尿の保存は、冷蔵保存を原則とするが、冷蔵保存する場合は、とくに尿の腐敗等による検査値への影響を考慮する ハ 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査のための血液の保存方法は、暗所で保存することとし、その場合冷蔵保存を原則とするが、冷蔵保存でもよい	
3. その他 イ 血液中の鉛の量の検査の際は、血液採取の器具や血液保存容器の材料である硝子、ゴム、樹脂には鉛が含まれているものが多いので、これらの器具等からの鉛の溶出に注意すること ロ 尿中のδ-アミノレブリン酸の量の検査の際は、尿の排泄量が極端に多いかまたは少ない尿を用いることは、検査結果に影響を与えるので、適切な水分摂取について指導することが必要である ハ 分布の区分は、正常・異常の鑑別を目的としたものでない	

種別	（四）検査項目	一次健康診断項目	二次健康診断項目	健康診断時期	記録保存	報告書
四アルキル鉛	四アルキル鉛の製造、混入、取り扱いの業務またはそのガス、蒸気を発生する場所における業務（四アルキル鉛等業務） 1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第5号 3. 四アルキル則第22条（令別表第5）	①いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振戦、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害、その他の神経症状または精神症状の有無 ②血圧 ③血色素量または全血比重 ④好塩基点赤血球数または尿中のコプロポルフィリンの程度	備考：診断（四アルキル鉛則第25条） 次の何れかに該当する者に対し、遅滞なく医師に受診させること 診断結果、異常なしの場合でもその後2週間は医師の観察必要 ①身体が四アルキル鉛等により汚染された者 ②四アルキル鉛等を飲みこんだ者 ③四アルキル鉛等または加鉛ガソリンの蒸気を多量に吸入した者 ④四アルキル鉛等業務に従事した者であって、一次健康診断項目①の症状が認められたは症状を訴える者	○雇入れ時 ○配置換時 ○3月以内毎	5年 （四アルキル則第23条） 様式第2号	有 （四アルキル則第23条） 様式第3号
有機溶剤	屋内作業場等（第3種有機溶剤等）にあっては、タンク等の内部に限る。）において有機溶剤を製造し、または取り扱う業務（有機溶剤業務） 1. 法第66条第2項前段 2. 令第22条第1項第6号 3. 有機則第29条（令別表第6の2）	1. 業務の経歴の調査 2. ①有機溶剤による健康障害の既往歴の有無の調査 ②有機溶剤による自覚症状または他覚症状の既往歴の有無の調査 ③有機溶剤による4および6～8、10～13に掲げる異常所見の既往の有無の調査 ④5の既往の検査結果の調査 3. 自覚症状または他覚症状の有無の検査（別表1） 4. 尿中の蛋白の有無の検査 5. 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査（別表2, 3） 6. 貧血検査（血色素量、赤血球数） 7. 肝機能検査（AST, ALT, γ-GTP） 8. 眼底検査（医師が必要と認めた場合に行う項目） 9. 作業条件の調査 10. 貧血検査（上記の他、Ht値、網赤血球等） 11. 肝機能検査（上記の他、総蛋白、ビリルビン、ALP, LDH等） 12. 腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）（蛋白量、糖量、比重、沈渣等） 13. 神経内科学的検査（筋力、運動機能、腱反射、感覚検査等） 別表1 有機溶剤による自覚・他覚症状 1. 頭暈 2. 頭痛 3. めまい 4. 悪心 5. 嘔吐 6. 食欲不振 7. 腹痛 8. 体重減少 9. 心悸亢進 10. 不眠 11. 不安感 12. 焦燥感 13. 集中力の低下 14. 振戦 15. 上気道または目の刺激症状 16. 皮膚または粘膜の異常 17. 四肢末端部の疼痛 18. 知覚異常 19. 握力減退 20. 膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21. 視力低下 22. その他	備考：診察（有機則第30条） 次の各号の何れかに該当する労働者にすみやかに、医師の診察または処置を受けさせること ①放射性物質取扱中に事故にあった者 ②実効線量当量が1時間50mSvを超える者または、組織染料当量が1年間について酸の水晶体150mSvを超えた者 ③放射性物質を誤って吸い込んだ者または飲み込んだ者 ④洗浄等により汚染を限度の1/10以下にすること ⑤創傷部が汚染された者	同 上	5年 （有機則第30条） 様式第3号	有 （有機則第30条の2） 様式第3号の2